

廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特会）

2,400百万円（1,000百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課

1．事業の概要

平成14年3月に地球温暖化対策推進本部で決定された「地球温暖化対策推進大綱」においては、廃棄物分野に関連する施策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物の排熱を有効に活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用により化石燃料の使用量の抑制を推進するとされている。

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

2．事業計画

（1）補助対象となる施設（一定以上の効率のもの）

現行は（ア）のみ補助対象。（イ）～（エ）について追加を要望。

（ア）廃棄物発電施設、バイオマス発電施設

（イ）廃棄物熱利用施設、バイオマス熱利用施設

（ウ）廃棄物コージェネレーション施設、バイオマスコージェネレーション施設

（エ）廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設

（2）補助額

施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度。）

3．施策の効果

二酸化炭素の排出削減

化石燃料の節減

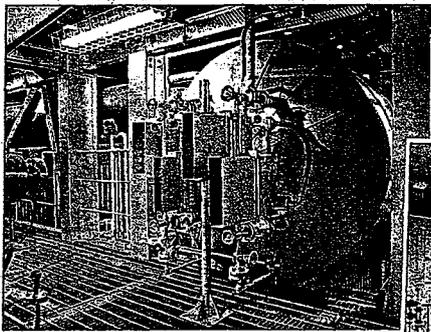
エネルギーの有効活用

廃棄物処理施設における温暖化対策事業

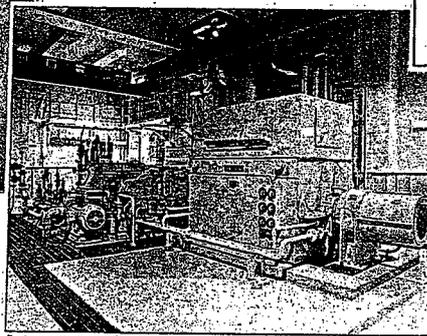
1. 内 容

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を促進するため、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）であって、エネルギー利用効率等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

< 廃棄物発電の高効率化に必要な対策の例 >



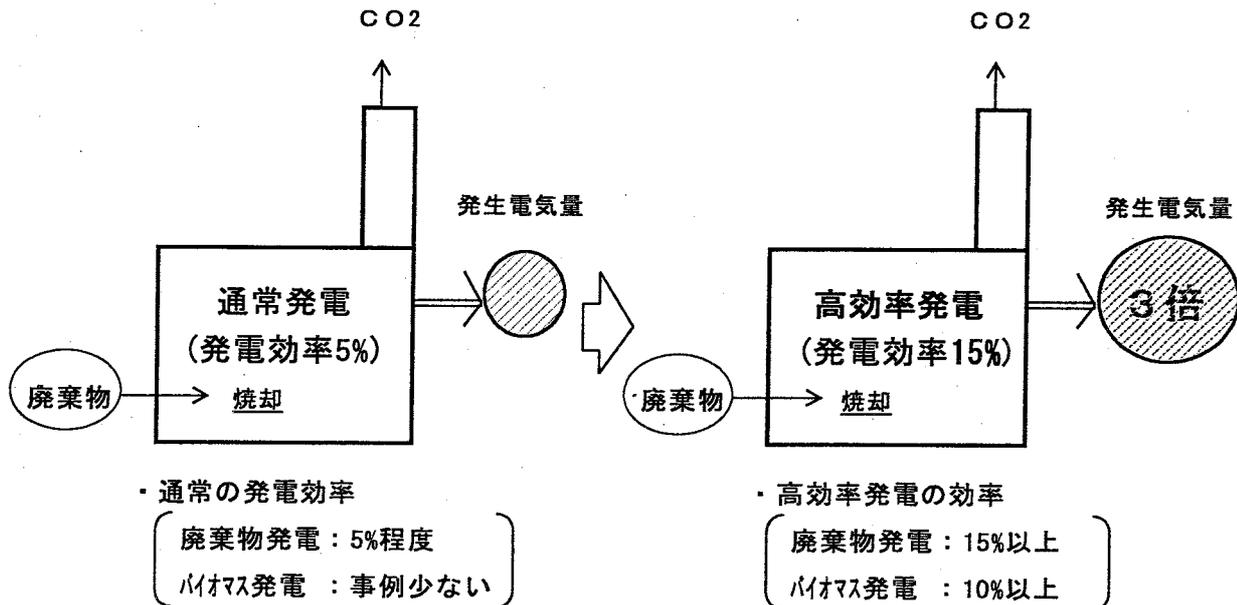
ボイラ



タービン発電機

- ・ 腐食防止のための材質向上
- ・ 焼却炉タイプの種類の改善
- ・ ボイラ・タービン効率向上
- など

2. 事業効果（イメージ）



例えば、発電効率が3倍（5%→15%）になると、同じ廃棄物を焼却しての発生電気量が3倍になり、増えた電気量に見合う化石燃料由来の二酸化炭素を抑えることが可能。